

「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」の実施状況報告等において説明願いたい事項

建議事項（平成25年8月6日）	実施状況報告（消費者庁・警察庁・金融庁・総務省・法務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省）（平成26年2月）	確認したい事項
2. 詐欺的投資勧誘に用いられる犯行ツールに関する取組の強化 (建議事項2) 警察庁、金融庁、総務省、法務省、経済産業省及び国土交通省は、犯行ツール対策を通じた詐欺的投資勧誘の抑止を図るため、以下の措置を講ずること。		
<p>(1) 総務省は、携帯電話不正利用防止法に基づき、携帯音声通信事業者、媒介業者及び貸与業者に対し、本人確認義務等の周知徹底を図り、その履行の確保に努めるとともに、違反が認められる携帯音声通信事業者及び媒介業者に対し是正命令等を行うこと。また、警察庁は、同法に違反する貸与業者等の検挙を積極的に推進すること。</p> <p><総務省> 建議事項2（1）について 総務省においては、平成25年12月に、振り込め詐欺等の被害増加を防止するため、電気通信事業者団体における携帯電話の不適正利用防止を取り扱う場において、主要な携帯音声通信事業者に対して携帯電話不正利用防止法上の本人確認義務等の徹底を図るよう改めて周知し、適切な対応を求めた。 また、平成26年3月には、携帯音声通信事業や貸与業等を行っている他の電気通信事業者に対しても周知を行うために、広く届出電気通信事業者全般に対し、携帯電話不正利用防止法の概要や本人確認義務の要件等を記述した周知文書を送付する予定である。 このほか、平成25年7月5日には、携帯電話不正利用防止法に違反した携帯音声通信事業者1社及び媒介業者2社に対して、法に規定する本人確認義務の確実な履行や再発防止策の策定等、必要な措置を講ずるべき旨の是正命令を行った。</p> <p><警察庁> 建議事項2（1）について 警察では、平成25年中、携帯電話不正利用防止法で義務付けられた本人確認を怠って端末を第三者に貸与していた貸与業者を3業者検挙しており、引き続き、こうした検挙活動を積極的に推進することとしている。 また、携帯音声通信事業者に対し、携帯電話不正利用防止法で義務付けられた本人確認を怠って起訴された貸与業者の契約に係る携帯電話回線のうち、貸与時に使用者の本人確認が行われていない回線等について役務提供を拒否するよう求めていく。</p> <p>(2) 警察庁、金融庁、経済産業省及び総務省は、犯罪収益移転防止法に基づき、金融機関、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者に対し、取引時確認、疑わしい取引の届出等の義務について周知徹底を図り、その履行の確保に努めるとともに、違反が認められる事業者に対し是正命令等を行うこと。</p> <p><警察庁> 建議事項2（2）について 警察庁では、従来から、金融庁、経済産業省及び総務省等と連携して、金融機関、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者等を対象に研修会を開催し、取引時確認や疑わしい取引の届出等の特定事業者の義務、犯罪収益移転防止法の概要や留意事項等について説明しているほか、各省庁のウェブサイトに犯罪収益移転防止法に関する資料を掲載するなどの広報を行うなどして、特定</p>	<p><対総務省></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察庁「平成25年中における生活経済事犯の検挙状況等について」（平成26年2月）によれば、携帯電話不正利用防止法に基づき、都道府県警察（生活安全部門）から携帯音声無線通信事業者に対し、契約者確認の求めを行う旨警察庁に報告があった件数は、平成24年6,198件、平成25年7,055件と増加している。また、携帯電話不正利用防止法違反で検挙したレンタル携帯電話事業者11社に関し、同事業者の保有回線に係る契約の解除と新規契約の拒否を携帯音声通信事業者に対し要請した結果、192回線の契約解除と新規契約の拒否がなされている。このような状況において、携帯電話不正利用防止法に基づく是正命令を発した件数は近年において年間1～2件（平成22年度2件、23年度2件、24年度1件、25年度2件）であるが、さらに積極的に是正命令を発することはできないか説明願います。 <p><対警察庁></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年中に検挙した、携帯電話不正利用防止法で義務付けられた本人確認を怠って端末を第三者に貸与していた貸与業者の数を説明願います。 ○ 平成24年及び25年において、携帯音声通信事業者に対し役務提供を拒否するように求め、実際に拒否がなされた実績を説明願います。 <p><対警察庁></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年及び25年において、犯罪収益移転防止法違反により検挙した金融機関、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者の数を説明願います。 ○ 平成24年及び25年において、犯罪収益移転防止法第 	

事業者の義務に関する情報を広く国民に対して提供している。また、特定事業者を所管する行政庁は、特定事業者が犯罪収益移転防止法の規定に違反していると認めるときは、当該特定事業者に是正命令を発することなどができる、国家公安委員会・警察庁では、このような行政庁に対して特定事業者の犯罪収益移転防止法違反を是正するために必要な措置をとるべきなどとする意見陳述を行っている。平成25年中、国家公安委員会・警察庁は、郵便物受取サービス業者の所管行政庁である経済産業大臣に対して9件、電話受付代行業者の所管行政庁である総務大臣に対して1件、意見陳述を行った。

今後も、特定事業者による犯罪収益移転防止法の義務履行の確保に努めていく。

<金融庁>

【建議事項2（2）について】

金融庁は、各金融機関が、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出を行うに当たって必要と考えられる態勢整備に関する着眼点を、「主要行等向けの総合的な監督指針」等及び「金融検査マニュアル」等において定め、監督・検査を通じてその徹底を図っている。

また、平成25年9月に「平成25事務年度 主要行等向け監督方針」等を公表し、同年4月に改正犯罪収益移転防止法が施行されたことを踏まえ、取引時確認や疑わしい取引の届出等を適切に実施するための態勢整備状況等を、各金融機関に対する監督に当たっての重点事項とし、特定事業者である金融機関に対し取引時確認義務等の周知徹底及び履行確保を図っている。

さらに、平成25年9月に公表した「平成25事務年度 金融モニタリング基本方針」において、取引時確認や疑わしい取引の届出等の犯罪収益移転防止法上の義務の履行状況等の犯罪収益移転防止法対応を金融モニタリングにおける重点検証項目としている。

<経済産業省>

【経済産業省の実施状況】

経済産業省は、郵便物受取サービス業者が詐欺的投資勧誘を行う者の犯罪に悪用されないよう、以下のとおり、犯罪収益移転防止法に基づく顧客の取引時確認、疑わしい取引の届出等の義務について周知徹底を図り、その履行の確保に努めるとともに、違反が認められる業者に対し是正命令等を行っている。

1. 犯罪収益移転防止法に関する説明会等の実施

経済産業省は、郵便物受取サービス業者に対して、以下の（1）及び（2）のとおり、犯罪収益移転防止法に基づく義務について周知徹底を図り、履行の確保に努めた。

- (1) 平成25年12月に、平成24年度商取引適正化・製品安全に係る事業（郵便物受取サービス業者における犯罪による収益移転の防止に関する法律に対する意識等実態調査）の結果を基に、郵便物受取サービス業を行っている524業者に対して、犯罪収益移転防止法に関する説明資料を送付した。
- (2) 警察庁との緊密な協力の下、郵便物受取サービス業者を対象として、犯罪収益移転防止法に関する説明会（平成24年度は5回、平成25年度は3回）を開

27条の違反により検挙した実績（預貯金通帳や引き出し用のカード等について、譲り受け、交付を受け、又は提供を受けた者、譲渡し、交付し、又は提供した者等の数）を説明願います。

<対金融庁>

- 金融機関における犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認や疑わしい取引の届出等を適切に実施するための態勢整備状況等について、説明願います。

<対経済産業省>

- ウェブページに「身分証不要」等と表示していた郵便物受取サービス業者のうち、「連絡のとれない5業者のうち4業者については、プロバイダに対して、当該業者のウェブページの削除を依頼し、当該業者のウェブページを削除させ、1業者については、当該業者の関係会社を通じて「身分証不要」等の表示を削除させた」とあるが、これらの事例について、いかなる根拠法令等に基づき、どのような手続きを経て削除させたのか、説明願います。
- 平成25年に警察庁の意見陳述がなされた9件のうち、是正命令につながったものの有無について、説明願います。

催した。

今後とも、警察庁との緊密な協力の下、郵便物受取サービス業者を対象として、犯罪収益移転防止法に関する説明資料の送付、犯罪収益移転防止法に関する説明会の開催等を通じて、同法に基づく義務について周知徹底を図り、履行の確保に努めていく。

<参考1：平成24年度犯罪収益移転防止法に関する説明会の開催実績>

- ① 平成25年1月9日（名古屋）8業者（9人）
- ② 同 年1月11日（大阪）13業者（15人）
- ③ 同 年1月16日（東京）50業者（64人）
- ④ 同 年1月21日（福岡）10業者（10人）
- ⑤ 同 年1月28日（東京）35業者（44人）

<参考2：平成25年度犯罪収益移転防止法に関する説明会の開催実績>

- ① 平成26年1月24日（大阪）13業者（16人）
- ② 同 年1月31日（東京）31業者（35人）
- ③ 同 年2月14日（東京）16業者（21人）

2. ウェブページに「身分証不要」と表示している郵便物受取サービス業者に対する注意喚起の実施

郵便物受取サービス業者については、平成25年3月31日までは、宛先に郵便物受取サービス業者であることが容易に判別できる商号その他の文言の記載がない郵便物の受取はしない旨の内容を含む郵便物受取サービス契約（契約書にその旨記載されている場合に限る。）を締結する際は、本人確認義務の適用除外となっていた。しかし、犯罪収益移転防止法施行規則の改正によって当該適用除外の規定が削除され、平成25年4月1日から、全ての郵便物受取サービス契約において、本人確認を行うことが義務付けられた。

一方、平成25年4月1日以降も、郵便物受取サービス業者である11業者が自らのウェブページにおいて、郵便物受取サービス契約の締結に際して「身分証不要」等と表示していたため、当該業者に対して電子メール又は書面による注意喚起を行い、ウェブページから「身分証不要」等の表示を削除するよう指導した。このうち連絡のとれない5業者のうち4業者については、プロバイダに対して、当該業者のウェブページの削除を依頼し、当該業者のウェブページを削除させ、1業者については、当該業者の関係会社を通じて「身分証不要」等の表示を削除させた。

今後とも、郵便物受取サービス業者が自らのウェブページにおいて、郵便物受取サービス契約の締結に際して「身分証不要」等と表示している場合には、当該業者に対して注意喚起等を行い、当該表示を削除させるべく指導していく。

3. 郵便物受取サービス業者に対する是正命令の実施

平成20年3月1日の犯罪収益移転防止法の施行から、警察庁との緊密な協力の下、同法に違反している疑いのある郵便物受取サービス業者に対して、44件の立入検査を行い、36件のは是正命令を発出し、当該郵便物受取サービス業者から是正措置の報告等をさせている。

今後とも、警察庁との緊密な協力の下、郵便物受取サービス業者が犯罪収益移転防止法に基づく義務に違反していると認められる場合には、是正命令等の所要の措置を講じていく。

＜参考3：経済産業省による郵便物受取サービス業者に対する立入検査及び是正命令の件数（業者ベース）＞

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
立入検査件数	4件	8件	10件	13件	4件	5件
是正命令件数	2件	7件	7件	7件	6件	7件

＜総務省＞

建議事項2（2）について

総務省においては、平成25年3月に、改正犯罪収益移転防止法の施行に際し、疑わしい取引の参考事例等の公表及び事業者説明会の開催に係る報道発表を行った。

同年4月までに、電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者を対象とする説明会を全国4箇所（東京・大阪・福岡・札幌）で開催し、改正犯罪収益移転防止法の概要や事業者に求められる対応等を説明した。今後も必要に応じて隨時説明会を行う予定である。

また、電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者を対象とする犯罪収益移転防止法に関する総務省のホームページ上において、改正法の概要や改正の内容、取引時確認の要件等を掲載し、周知を行っている。

さらに、平成26年3月には、電気通信事業法の電気通信事業者として届出がなされている転送電話サービス業者に対し、犯罪収益移転防止法の概要や法改正のポイント、取引時本人確認義務の要件や疑わしい取引等を記述した周知文書を送付する予定である。

このほか、平成25年8月23日には、犯罪収益移転防止法に違反した電話受付代行業者1社に対して、関係法令に対する理解・遵守の徹底、再発防止策の策定等必要な措置を講ずるべき旨のは是正命令を行った。

＜対総務省＞

—

(3) 総務省及び国土交通省は、詐欺的投資勧誘に係る事案において、郵便や宅配便等による送金の防止を図るために、それらの運送事業者に対し引き続き分かりやすい注意喚起を積極的に行うよう、協力を要請すること。

＜総務省＞

建議事項2（3）について

総務省では、平成25年8月23日付けで日本郵便株式会社に対し、郵便を用いた詐欺的投資勧誘の送金の防止を図るため、引き続き消費者に対してより一層の分かりやすい注意喚起を積極的に行うよう要請した。同社からは、要請を受けて、次とおり対応しているとの報告を受けている。

ア 郵便局の窓口における対応

利用者に注意を呼び掛けるポスター（別紙1参照）を作成し、郵便局の窓口に平成26年1月以降掲示するほか、必要に応じて利用者に声掛けを行っている。

イ 商品への注意文の追加

平成26年4月以降、特定封筒（商品名：レターパック）の内容品差入口に、新たに「詐欺等にご注意ください。」との文言を順次追加し、差し出す利用者に直接注意喚起を行う。同時に、特定封筒の表面にも、「現金を送付することはできません。」の文字を目立つよう赤色の文字に変更し、「詐欺等にご注意ください」という旨の発言があったところ。また、同趣旨の要請書が、平成25年9月12日付けで日本弁護士連合会からも発せられているところ。

＜対総務省＞

○ 警察庁「平成25年の特殊詐欺認知・検挙状況等について」（平成26年2月6日公表）によれば、平成25年に認知された特殊詐欺の現金送付型被害における送付手段別内訳は、郵便1,098件（うち、レターパック851件）、宅配便684件、その他89件と、レターパックが最も多く使用されている。

本建議事項に関連して総務省及び国土交通省からヒアリングを行った118回消費者委員会本会議（平成25年4月23日）において、当時の委員から、レターパックの注意喚起の文言を大きな字で目立つよう表示できないかという旨の発言があったところ。また、同趣旨の要請書が、

<p>さい。」の赤字の文言も追加する。さらに、それらの英訳も赤字で掲載し、注意喚起を行う（別紙2参照）。</p> <p>ウ 日本郵便株式会社のホームページ上での注意喚起 従来から詐欺に対する注意喚起の内容は掲載していたが、分かりやすい内容に更新して、引き続き利用者に注意喚起を行う（別紙3参照）。</p> <p>エ その他の注意文掲出 平成26年4月1日の郵便料金改定に伴う窓口用周知ポスター（別紙4参照）、郵便差出箱に掲出するステッカー（別紙5参照）及び全戸配布チラシ（別紙6参照）に注意文を入れ、注意喚起を行う。</p> <p><国土交通省></p> <p>(3)について 【国土交通省の実施状況】 建議を踏まえ、「消費者委員会による「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」について（要請）」（平成25年8月21日付け国官参物第84号、国自貨第48号。別添）により、宅配便やメール便を取り扱っている運送事業者に対して、係る被害を防止する観点から、引き続き分かりやすい注意喚起をすること等適切な対策が講じられるよう、要請したところである。 【その他（運送事業者による実施状況）】 国土交通省からの要請を受けた宅配便やメール便を取り扱っている運送事業者5社から各社の取組を報告されたところ。その概要は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 営業所や取次店等における声掛け等の実施状況や従業員等への周知活動等について <ol style="list-style-type: none"> (1) 営業所や取次店等における声掛け等の実施状況 <ol style="list-style-type: none"> ① 営業所等の窓口において、荷受の際に、必要に応じて、声掛けを行っている。 ② 個人宅（特に高齢者）からの集荷の際や荷物の内容の確認を行う際に、必要に応じて、声掛けを実施している。 (2) 従業員等への周知活動等 <ol style="list-style-type: none"> ① 従業員向けに配付している社内報により、防犯に関する啓発とともに『声掛けで宅配詐欺を防止しよう！』を呼びかけ、声掛けを徹底している。 ② 要請文書及び被害実態記事等を全店舗に周知している。 2. ポスターやパンフレット等の掲示・配置等による利用者等への周知活動等について <ol style="list-style-type: none"> ① 警察から要請に基づき、警察が作成したパンフレットを地域単位で配布、あるいは店内に掲示等している。 ② 自社ホームページにおいて、注意喚起を実施中。 ③ 利用者に注意を呼びかけるポスターを郵便局の窓口に掲示することとしている。 3. 警察や地方自治体、消費生活センター等の関係機関との連携について <ol style="list-style-type: none"> ① 警察と「特殊詐欺被害防止に関する覚書」を締結し、全社的に取り組んでいる。 ② 警察と連携して『詐取金送付先リスト』を活用し、犯罪被害の未然防止に 	<p>平成26年4月以降、レターパックの内容品差入口及び表面に新たな注意喚起の文言を追加することであるが、これら注意喚起の文言をさらに大きく表示することはできないのか、説明願います。</p> <p>○ 利用者への声掛け等により詐欺的投資勧誘に係る送金を未然に防止できた事例その他被害の発生を未然に防止できた事例について、説明願います。また、被害の発生を未然に防止できた実績（平成24年度及び25年度）を把握していれば、説明願います。</p> <p><対国土交通省></p> <p>○ 警察庁のホームページに掲載されている『その宛先は大丈夫ですか？』被害関係住所一覧表について、具体的にどのように活用して被害の未然防止に役立っているのか、主な事例を説明願います。</p> <p>○ 宅配便やメール便を取り扱っている運送事業者の取組により、被害の発生を未然に防止できた実績（平成24年度及び25年度）を把握していれば、説明願います。</p>
---	---

<p>全社的に取り組んでいる。</p> <p>③ 警察が指定する被害関係住所宛てに届く荷物がある場合には、配達前に個別に荷送人に連絡して詐欺の可能性について注意喚起を行っている。それにもかかわらず配達するよう指示された場合や連絡が取れなかつた場合には、警察に情報提供し、必要に応じて配達時刻等の調整を行っている。</p> <p>④ 警察からの捜査関係での照会等があった場合、協力している。</p> <p>4. その他被害防止の観点から講じられた対策の内容について</p> <p>① 関係の宅配便事業者において情報交換会を定期的に開催し、犯罪に関わる事例等の情報共有を行っている。</p> <p>② 専用封筒の利用を指定した送金依頼による被害が目立つことから、これらの目に付きやすい箇所に「現金を送ることができない」旨の表示を行っている。</p> <p>5. 被害の発生を未然に防止できた事例について</p> <p>各運送事業者からは、上記の対策を講じたことにより、被害の発生を未然に防止できた事例も、以下のとおり報告されている。</p> <p>① 警察が特殊詐欺にて捜索をした私設私書箱で、その後に同私書箱に届いた荷物については出荷人に連絡し、内容物の再確認を行い、被害の発生を防止できた。</p> <p>② 出荷人または警察から被害金在中荷物の配達中止依頼があり、その際同時期の同一所在地（私設私書箱）宛の荷物については、配達前に出荷人に内容物の再確認を行い、被害の発生を防止できた。</p> <p>③ 警察庁のホームページに掲載されている『その宛先は大丈夫ですか？』被害関係住所一覧表を活用し、警視庁との連携のもと、被害の発生を防止できた。</p> <p>④ 取扱窓口で、大金をおろそうとした利用者に声掛けを行ったことにより、送付の直前に被害の発生を防止できた。</p> <p>⑤ 配達先で荷物の受け取りが拒否され「送りつけ詐欺」と思われる事象が判明したことから、この荷物を送りつけた集荷先との取引を中止した。</p>		
<p>（4）法務省は、代表権を有しない取締役等の登記の申請に当たり、他人や実在しない者の名義が冒用される事例の把握に努め、その結果を踏まえ、登記事項の真正を担保するための所要の措置の要否を含め、対応策について検討すること。</p>	<p><法務省></p> <p>【建議に係る実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各商業登記所に対して、他人や実在しない者による取締役等の就任の登記が申請された事例について確認するとともに、以後、そのような事例があることが判明した場合には、その事例の概要について、報告を求めるとした。もっとも、これまでに、他人や実在しない者による取締役等の就任の登記が申請された事案についての報告はない。 ○ 全国の登記官の会同等において、取締役及び監査役の就任の登記申請の際に本人確認資料を求めるについて協議し、本人確認資料を求めるべきとの議論の方向性を踏まえて、所要の措置をとることを検討中である。 	<p><対法務省></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 商業登記所における「他人や実在しない者による取締役等の就任の登記が申請された事例」についての確認の方法を説明願います。 ○ 取締役及び監査役の就任時における登記申請の際に本人確認資料を求めるについて、検討されている措置の今後の検討スケジュール等について説明願います。

<p>3. 詐欺的投資勧誘に関する消費者への注意喚起及び高齢者の見守りの強化 (建議事項3)</p> <p>消費者庁、警察庁、金融庁及び厚生労働省は、消費者自らによる詐欺的投資勧誘被害の未然防止を図るため、以下の措置を講ずること。</p>		
<p>(1) 消費者庁、警察庁及び金融庁は、テレビ等の媒体を通じ、詐欺的投資勧誘の手口、被害回復が困難な実態等に関する情報を提供することにより、高齢者等への注意喚起を引き続き積極的に行うこと。</p>	<p><消費者庁></p> <p>建議事項3（1）について</p> <p>消費者庁では、政府広報を活用した注意喚起や、地方公共団体、関係機関等の協力を得ての普及啓発活動を展開している。平成25年度には、高齢者を狙った特殊詐欺（振り込め詐欺等）や悪質商法の被害を未然に防止するため、政府広報として、昨年に引き続き平成25年9月から「『高齢者の消費者トラブル未然防止』啓発キャンペーン」を実施し、詐欺的投資勧誘における代表的な手口及び対処法の紹介や相談窓口の周知に取り組んだほか、国民生活センターにおいて、高齢者被害の掘り起こしと注意喚起を目的に「ねらわれています高齢者 悪質商法110番」を同年9月に実施した。</p> <p>また、国民生活センターにおいて、全国各地からの要請を元に「消費者問題出前講座」として、高齢者及びそれを見守る周囲の方などを対象に、消費者問題の専門家を派遣し、各種の消費者問題等を分かりやすく説明する等の取組を行っているほか、高齢者等に被害が多い悪質商法の手口などの情報を分かりやすくコンパクトにまとめたメールマガジン「見守り新鮮情報」を月2回程度配信しているところであり、引き続き、高齢者等への注意喚起に努めていく。</p>	<p><対消費者庁></p> <p>—</p>
	<p><警察庁></p> <p>建議事項3（1）について</p> <p>警察庁では、高齢者等の詐欺的投資勧誘被害を防止するため、警察官による巡回連絡や防犯講話、民間に委託したコールセンターによる架電等による直接的な防犯指導・注意喚起を推進している。また、悪質業者の新たな手口や検挙事例、被害実態を記載した広報啓発資料をインターネット上に掲載しているほか、テレビ、新聞、ポスター等のその他各種媒体を活用し、詐欺的投資勧誘に関する最新の手口や予防策等の情報を積極的に発信するなど、高齢者等への注意喚起を実施している。</p>	<p><対警察庁></p> <p>—</p>

	<p>さらに、公的機関の職員を装った投資勧誘等による詐欺被害が高齢者を中心に発生していることを踏まえ、平成26年1月、ラジオCMでその旨の注意喚起（政府広報）を行った。</p> <p>金融庁としては、今後も引き続き、高齢者等の被害の未然防止に向けて、注意喚起等を積極的に行っていく。</p> <p>【参考】</p> <p>消費者庁、警察庁及び金融庁においては、平成25年9月より、政府広報として、「おしだそう！高齢者詐欺！」を合言葉に、「高齢者の消費者トラブル未然防止」キャンペーンを実施し、テレビやラジオ等の媒体を通じた注意喚起も行った。</p> <p>また、警察庁及び金融庁においては、平成26年2月、子供や孫世代から両親や祖父母への注意喚起を行うことが効果的であると考えられることから、振り込め詐欺等の未然防止を図るリーフレット「『家族の絆』で振り込め詐欺を予防！」を作成、当庁ウェブサイトに掲載することにより、振り込め詐欺等が身近な危険であることを家族間で共有・注意喚起を行うよう振り込め詐欺等の未然防止のための協力依頼を行った。加えて、上記活動の一環として、関係団体に対して、会員企業等の職員の皆様に周知いただくよう依頼を行った。</p>	
(2) 消費者庁は、消費者行政部局に加えて、地域包括支援センター、介護支援専門員（ケアマネージャー）、民生委員等の高齢者と身近に接する者や、都道府県警察、消費者団体、事業者団体等の多様な主体が、高齢者への注意喚起・見守りを地域において密接に連携して行う体制の普及に努めること。	<p><消費者庁></p> <p>建議事項3（2）について</p> <p>本件建議及び「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議」（平成25年8月6日）も踏まえ、平成25年10月から12月に消費者の安全・安心確保のための「地域体制の在り方」に関する意見交換会を4回開催し、消費者への注意喚起・見守りを地域において密接に連携して行う体制の構築を含む報告書を取りまとめたところ。</p> <p>その中で、多様な主体が参画する地域ネットワークを持続可能なものとするための地域協議会の設置や個人情報保護法制上の特例等について法整備が必要であるとの指摘があったことを踏まえ、消費者安全法の改正を含む法案を平成26年通常国会に提出予定である。</p> <p>地方公共団体における体制の構築については、地方消費者行政活性化基金（先駆的プログラムを含む。）により、「地方消費者行政強化作戦」（平成26年1月30日）（※）も踏まえつつ、引き続き支援を行うこととしている。</p> <p>また、消費者教育推進会議の下に小委員会を設置し、「高齢者・障害者見守りにおける効果的な情報提供方策等」などを検討しているところ。</p> <p>（※）基金を通じた当面の政策目標を設定したもの。「相談体制の空白地域解消」、「相談体制の質の向上」、「適格消費者団体の空白地域解消」の3つを柱とする。</p>	<p><対消費者庁></p> <p>—</p> <p>（「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議」（平成25年8月6日）のフォローアップにおいて、併せて詳しく確認することとする。）</p>

<p>(3) 消費者庁及び警察庁は、都道府県及び都道府県警察において行われている詐欺的投資勧誘や利殖勧誘事犯に係る消費者への注意喚起・高齢者の見守りについて、その効果的・先駆的事例を取りまとめ、他の都道府県及び都道府県警察へ提供すること。</p>	<p><消費者庁></p> <p>建議事項3（3）について</p> <p>消費者庁では、「地方消費者行政の充実・強化のための指針」（平成24年7月12日）や「地方公共団体における消費者教育の事例集」（平成25年6月28日）を取りまとめ、消費者への注意喚起・高齢者の見守りについて、他の都道府県等の新たな取組の参考となるよう、全国から収集した取組事例を紹介し、情報提供を行っているところ。</p> <p>更なる先駆的事例に関する情報提供等を行うため、地方消費者行政活性化基金（先駆的プログラムを含む。）により、引き続き支援を行うこととしている。</p> <p><警察庁></p> <p>建議事項3（3）について</p> <p>警察庁では、平成25年中、都道府県警察において行われている詐欺的投資勧誘に係る消費者への注意喚起・高齢者の見守りについて調査を行った。その結果、健康飲料等を販売する事業者や高齢者等に食材を提供する事業者と連携した注意喚起を行うなど効果的・先駆的な事例がみられたことから、これらを取りまとめ、25年12月、都道府県警察に提供を行った。</p>	<p><対消費者庁></p> <p>—</p> <p><対警察庁></p> <p>—</p>
<p>(4) 高齢者の二次被害の防止を図るため、消費者庁は、高齢者宅に通話録音装置を配置し、情報・証拠の収集を図る取組を進め、その全国展開を検討すること、また、被害者層に対する効果的な被害防止対策として、警察庁は、利殖勧誘事犯等に係る犯行グループから入手した名簿掲載者に対し、積極的な注意喚起を行うこと。</p>	<p><消費者庁></p> <p>建議事項3（4）について</p> <p>消費者庁では、地方公共団体と連携して、電話をきっかけとした消費者トラブル抑止を図る「高齢消費者の二次被害防止モデル事業」を平成25年9月より開始した。岩手、千葉及び大分の3県の対象市町村において、①高齢者に定期的に電話をかけて注意喚起や見守りを行うとともに、②通話録音装置を設置して悪質な業者からの通話を録音し、高齢消費者への相談・あっせん対応や手口公表・行政処分等への活用を図っている。</p> <p>また、地方消費者行政活性化基金で支援する先駆的プログラムのテーマの1つとして「悪質事業者による消費者被害の防止の強化」を設定し、地方公共団体で実施される、電話による見守り、通話録音装置や迷惑電話拒否機器等の機器を使った取組を支援している。これらの取組は、岩手、新潟、富山、東京、三重、山口、福岡及び大分の8都県で実施されている。</p> <p>消費者庁では、モデル事業や先駆的プログラムで悪質事業者対策に取り組む地域等における効果や課題などを分析・検証して、地方公共団体向けの手引きを作成し、平成26年度以降、地方消費者行政活性化基金により、全国各地での同種・類似の取組を促すこととしている。</p> <p><警察庁></p> <p>建議事項3（4）について</p> <p>警察庁では、平成24年度から、都道府県警察から利殖勧誘事犯等の捜査の過程で入手した名簿の提供を受け、データ化した上で都道府県警察に還元している。</p> <p>都道府県警察では、これら名簿の掲載者に対し、警察官による戸別訪問や警察が民間委託したコールセンターからの電話連絡による注意喚起に加え、具体的な予防対策の周知を図るなどの取組を実施しており、25年末までに約53万人に対して実施している。</p>	<p><対消費者庁></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢消費者の二次被害防止モデル事業」によって、被害が未然に防止できた事例等を把握していれば、説明願います。 <p><対警察庁></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県警察による名簿掲載者への積極的な注意喚起等により、被害が未然に防止できた事例等を把握していれば、説明願います。

<p>(5) ① 厚生労働省は、高齢者の権利擁護の推進を図る観点から、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者等の財産管理や契約を支援するため、市民後見人の育成・活用を始めとする成年後見制度に係る地方自治体の取組への助成制度（市民後見推進事業）の周知や取組事例の情報提供等を積極的に行うこと。</p>	<p><厚生労働省></p> <p>建議事項3（5）①について</p> <p>後見人等については、今後、親族による後見等の困難な高齢者が増加することが見込まれることなどから、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年6月22日公布）により、老人福祉法第32条の2が新設され、地方自治体において後見等に係る体制の整備等が努力義務となり、後見等の担い手として市民後見人の育成及び活用を図ることとされた。</p> <p>また、地方自治体が行う市民後見人の養成等の取組を支援するため、市民後見推進事業等として必要な予算を確保しているところである。</p> <p>さらに平成23年度以降、厚生労働省のホームページにおいて、市民後見推進事業等を実施している地方自治体の取組事例を毎年度掲載しているところである。</p> <p>これらの取組等を通じ、実施自治体は平成23年度において市区町37自治体、府県3自治体であったのに対し、平成24年度においては市区町87自治体、府県7自治体、平成25年度においては、市区町村128自治体、府県8自治体となっている。</p> <p>また、今後も積極的に取組がなされるよう、全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）（平成26年1月21日開催）及び全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成26年2月25日開催）において、都道府県等に対して事業の周知を行ったところである。</p>	<p><対厚生労働省></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民後見人の育成・活用を始めとする成年後見制度に係る地方自治体の取組への助成制度に関する平成25年度の実績（事業別予算額、実施自治体数等）、及び平成26年度予算案における取組予定（取組の方針）について、説明願います。
<p>② 厚生労働省は、精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常的金銭管理等を支援するため、地方自治体への助成等を行うことにより、日常生活自立支援事業の普及等に努めること。</p>	<p><厚生労働省></p> <p>建議事項3（5）②について</p> <p>日常生活自立支援事業は権利擁護の観点から極めて重要な事業であることから、厚生労働省では、本事業実施のために都道府県または指定都市が、事業の実施主体である都道府県・指定都市社会福祉協議会に支弁した額の1／2以内を補助している。平成11年の事業開始以来、利用契約件数等は年々増加しており、その補助額も年々増加し、平成25年度は約28億円を交付決定している（対前年度比4%増）。</p> <p>平成25年度からは、本事業のさらなる普及、充実を図るために「安心生活基盤構築事業」の一事業として位置づけ、消費者被害の防止や権利擁護の観点から、相談体制の充実や成年後見制度への移行支援についても補助対象とするなど、補助の充実を図ったところである。</p> <p>また、本事業と成年後見制度との連携を強化するため、権利擁護を必要とする者に対し、一体的・総合的な支援を実施するための拠点（権利擁護推進センター等）の設置等にかかる費用についても補助対象としたところである。</p> <p>さらに、全国厚生労働関係部局長会議（平成26年1月22日開催）及び社会・援護局関係主管課長会議（平成26年3月3日開催予定）において、各都道府県・指定都市に対して、事業のさらなる充実を図るよう依頼したところである。</p> <p>また、平成24年度、平成25年度において社会福祉推進事業（国庫補助事業）を活用し、本事業の取組状況の把握や権利擁護に関する体制のあり方、事例等について調査研究を進めているところであります（補助先：全国社会福祉協議会）、平成25年3月に取りまとめられた「地域における総合的な権利擁護体制の構築に関する調査研究」報告書については、都道府県、指定都市等の各自治体及び都道府県、指定都市社会福祉協議会等に対し、事業の実施・運営等の基礎資料として提供され、活用されている。</p> <p>なお、建議事項3（2）に関連し、「消費者教育の推進に関する法律」（平成24年</p>	<p><対厚生労働省></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活自立支援事業の平成25年度の事業実施自治体数（事業を実施している社会福祉協議会の数）、及び平成26年度予算案における取組予定（取組の方針）について、説明願います。

建議事項（平成25年8月6日）

実施状況報告（消費者庁・警察庁・金融庁・総務省・法務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省）（平成26年2月）

確認したい事項

法律第61号に基づき閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月）において、高齢者・障害者等への見守りと消費者教育に関して、民生委員等の福祉関係者等に幅広く研修を実施することが求められていることから、都道府県・指定都市・中核市における民生委員研修の企画・実施にあたっては、消費者教育及び消費者被害防止の観点からの研修に配慮するよう通知（平成26年1月10日雇児育発0110第2号社援地発0110第1号雇用均等・児童家庭局育成環境課長、社会・援護局地域福祉課長連名通知「民生委員・児童委員の研修実施に係る留意事項等について」）を発出するとともに、全国厚生労働関係部局長会議等において、消費者行政部門と福祉行政部門との連携に配慮するよう依頼したところである。